

航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（個別通達）改正

新	旧
<p>(少額関税無税貨物の簡易通関扱い)</p> <p>1の2 1 輸入(納税)申告書の品名欄における課税価格(統計品目表の細目番号に対応する価格をいう。)が20万円以下の貨物(ただし、次に掲げる(1)から(8)までのいずれかに該当するものを除く。以下「少額関税無税貨物」という。)については、この節1の2 2(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)及びこの節1の2 3(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等)の定めるところにより、少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。</p> <p>(1)～(3)(省略)</p> <p>(4) 定率法第9条の2(関税割当制度)、暫定法第8条の5第2項(関税割当制度の準用)、同法第8条の6((メキシコ協定に基づく関税割当制度等)、<u>同法第8条の7((メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度))</u>及び<u>同法第8条の8((マレーシア協定に基づく関税割当制度))</u>の規定により関税割当制度の対象となるもの</p> <p>(5)～(8)(省略)</p>	<p>(少額関税無税貨物の簡易通関扱い)</p> <p>1の2 1 輸入(納税)申告書の品名欄における課税価格(統計品目表の細目番号に対応する価格をいう。)が20万円以下の貨物(ただし、次に掲げる(1)から(8)までのいずれかに該当するものを除く。以下「少額関税無税貨物」という。)については、この節1の2 2(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)及びこの節1の2 3(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等)の定めるところにより、少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。</p> <p>(1)～(3)(同左)</p> <p>(4) 定率法第9条の2(関税割当制度)、暫定法第8条の5第2項(関税割当制度の準用)、同法第8条の6((メキシコ協定に基づく関税割当制度等)及び<u>同法第8条の7((メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度))</u>の規定により関税割当制度の対象となるもの</p> <p>(5)～(8)(同左)</p>